記者発表資料

平成２４年１１月２１日
磐 城 国 道 事 務 所

磐城国道事務所原町維持出張所管内の

「除雪車出動式」及び「冬道対策の広報活動」を行います。
【国道６号原発事故警戒区域内の除雪も行います。】

国道６号は、福島県浜通りを縦貫する重要路線であり、原発事故警戒区域により寸断された現在、ＪＲ常磐線が運休を余儀なくされている中、震災復旧や住民生活の根本を支える路線として、さらに重要な役割を担っております。

また、警戒区域内についても、ライフラインの復旧及び原発事故収束に向けた関係者や一時立入りされる住民の皆様にとって不可欠な路線となっています。

磐城国道事務所では、国道６号の警戒区域を含め富岡町以北における冬季交通の安全を確保するための除雪作業の準備が整いましたので「除雪出動式」を行います。

また、雪道対策が十分でない車両による交通事故防止とスタック車両による交通障害防止のため、早めの冬タイヤ装着を呼びかける広報活動を道の駅「南相馬」において実施します。

なお、凍結・積雪道路のノーマルタイヤ走行は、道路交通法違反となりますので、十分注意して走行願います。

○除雪車出動式
日　時：平成２４年１１月２７日（火）　１３：３０～
場　所：南相馬市原町区日の出町289
　　磐城国道事務所　原町維持出張所構内

○冬道対策の呼びかけ及びチラシの配付
日　時：平成２４年１１月２７日（火）　１５：００～
場　所：南相馬市原町区高見町2丁目30-1
　　道の駅「南相馬」

〔お問い合わせ先〕

○除雪車出動式
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
原町維持出張所長　布宮　明道　　TEL　0244-22-2530
○冬道対策の呼びかけ及びチラシの配付
国土交通省　東北地方整備局　磐城国道事務所
管　理　課　長　橋本　幸雄　　TEL　0246-23-0964

発表記者会等：いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課、
南相馬記者クラブ

【参考】

○実施場所





○除雪車出動式と冬道対策広報活動の様子



除雪車出動式
(H23原町維持出張所)



冬道対策呼びかけと広報チラシ配布
(H24いわき地区)

○除雪作業とは？

冬期における安全な通行を確保するために、凍結抑制剤散布車を使って路面の凍結を抑制する塩（塩化ナトリウム）を路面に散布します。

また、路面に雪が積もった場合は、除雪グレーダや除雪装置付きの凍結抑制剤散布車を使って路面の雪を取り除きます。



凍結抑制剤散布車



除雪グレーダ

凍結・積雪道路の
ノーマルタイヤ走行は 道交法違反

（福島県道路交通規則）

～早めの冬道対策をお願いします～

【福島県道路交通規則】抜粋

第11条　法※第71条第6号の規定に基づき定める車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 積雪又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両に牽[けん]引される車両にあっては後輪）にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の磨耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。

※法：道路交通法



国道６号・４９号の冬みち情報はこちらから

パソコンから
http://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/

ケータイから
http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwaki/

磐城国道　検索

東北地方整備局　磐城国道事務所　TEL：0246-23-2211
福島県　相馬警察署　TEL：0244-36-3191
福島県　南相馬警察署　TEL：0244-22-2191
福島県　双葉警察署　TEL：0240-25-1500（道の駅「ならは」臨時庁舎）

冬道での走行で特に注意すべき箇所

（福島県浜通り国道６号・４９号、原発事故警戒区域迂回路関係）

※日陰やカーブなど他にも危険な箇所はあります。十分注意して走行してください。

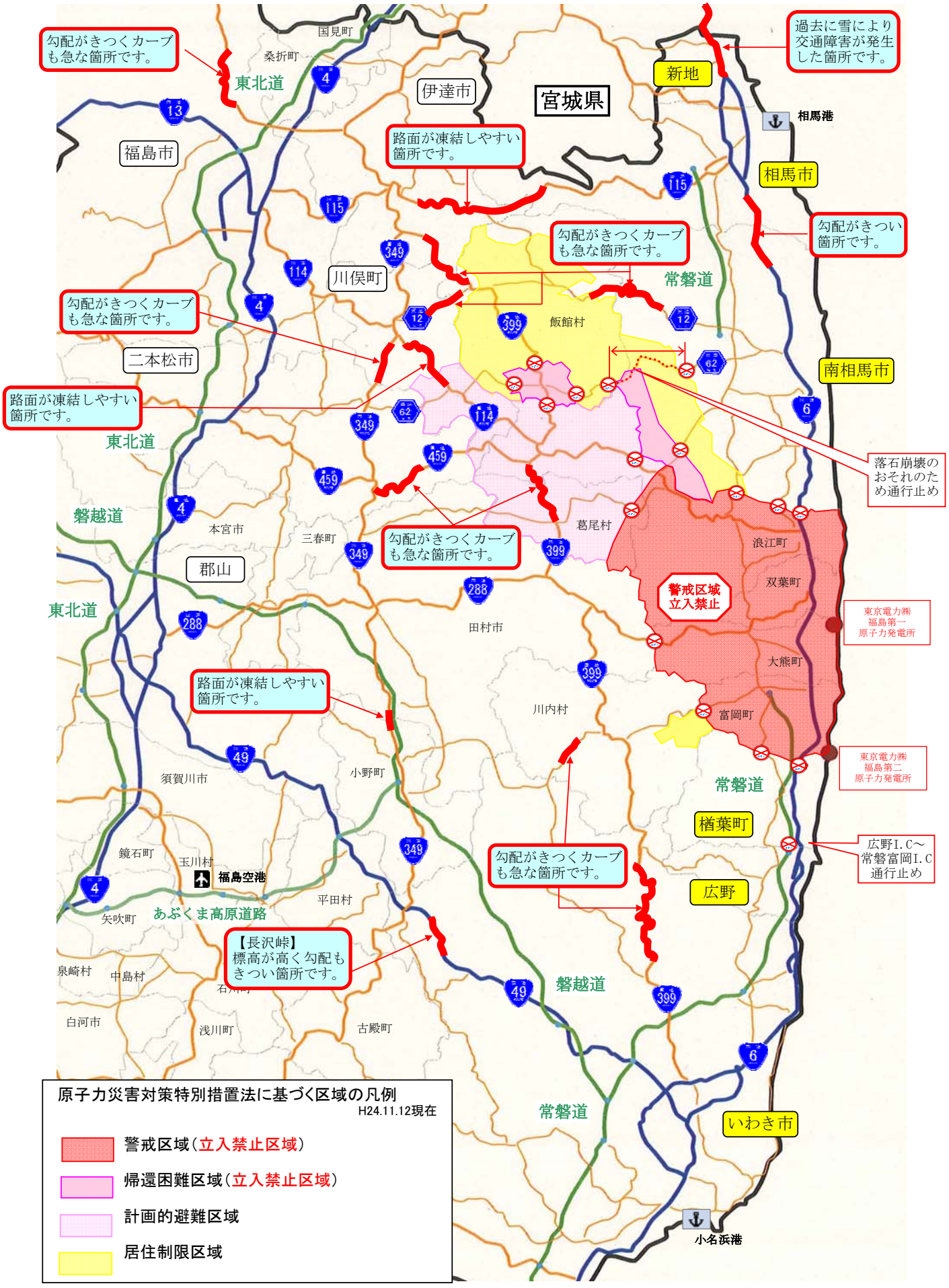

原子力災害対策特別措置法に基づく区域の凡例

H24.11.12現在

- 警戒区域（立入禁止区域）
- 帰還困難区域（立入禁止区域）
- 計画的避難区域
- 居住制限区域